

発議第4号

嬉野市政治倫理条例の一部を改正する条例について

のことについて、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び嬉野市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

令和2年6月17日提出

嬉野市議會議長 田中 政司 様

提出者 嬉野市議会議会運営委員会
委員長 辻 浩一

理由 市長等及び議員に高潔な政治倫理を求め、住民自治の理念を具体化するための本条例を、市民にとってわかりやすい運用となるよう条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市政治倫理条例の一部を改正する条例

嬉野市政治倫理条例（平成21年嬉野市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「堅持するものであるが、その」を「堅持すべきであるが、その権限及び」に改める。

第2条中「高い倫理義務に徹し、政治不信を招く公私混同を断ち、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれた場合には、市民に対し、自ら進んで、その高潔性を明らかにしなければならない」を「高い倫理観及び品位の保持に努め、常に政治倫理に関する高潔性を示すことができるよう努めなければならない」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長等及び議員は、政治倫理に反する事実があると疑惑を持たれた場合には、自ら率先して、真摯かつ誠実に事実を明らかにし、その責任を明確にしなければならない。

第4条第1項第2号中「努め、その」の次に「権限及び」を加え、同項第3号中「第92条の2」の次に「、第142条、第166条第2項及び第180条の5第6項」を加え、同項第4号を次のように改める。

（4）市等が行う工事（下請工事を含む。）の請負契約、業務委託契約、物品納入契約その他の契約及び法第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定に関し、特定の個人、企業、団体等のために有利な取り計らいをしないこと。

第4条第4項中「調査期間中」を「審査期間中」に改める。

第5条の見出し中「報告義務」の次に「及び閲覧」を加え、同条中「議員は、」の次に「毎年4月1日現在において、報酬を得て行う」を、「役員就任状況について」の次に「、4月末日までに」を加え、同条に次の1項を加える。

2 報告書の保存年限は、報告期限の翌日から起算して5年を経過する日までとし、この期間であれば、市民は、市長又は議長に対し、報告書の閲覧を請求することができる。

第6条第2項中「うちから」の次に「、公正を期するため市長と議長が協議の上」を加え、「公正を期して」を削る。

第8条の見出し中「有権者」を「市民」に改め、同条第1項中「有権者は」を「市民（市長等及び議員を除く。第11条において同じ。）は」に改め、「（この連署は、嬉野市選挙管理委員会による選挙人名簿に登録された者であることの証明を受けなければならない。）」を削り、「請求代表者」を「調査請求代表者」に改め、同条第2項中「調査を」を「審査を」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定による調査の請求は、次の各号に掲げる期間は行うことができない。

- (1) 市長又は市議会議員の任期満了による選挙 任期満了の日前180日から当該選挙期日後30日を経過する日まで
- (2) 市長又は市議会議員の任期満了以外の選挙 当該選挙を行うべき事由の告示があった日の翌日から当該選挙期日後30日を経過する日まで
- (3) 前2号に掲げる選挙以外の選挙 当該選挙の選挙期日前30日から当該選挙期日まで

第9条の見出し中「調査等」を「審査等」に改め、同条第1項中「前条」を「審査会は、前条」に、「調査が」を「審査が」に改め、「、審査会は」を削り、「調査開始日」を「審査開始日」に改め、同条第2項中「調査審査」を「審査」に改め、同条第3項中「調査を」を「審査を」に、「調査意見書」を「審査結果回答書」に、「調査結果を請求代表者」を「審査結果を調査請求代表者」に、「回答しなければ」を「送付しなければ」に改め、同条第4項中「調査意見書」を「審査結果回答書」に改め、同条第5項中「及び」を「又は」に、「請求代表者」を「調査請求代表者」に、「回答」を「送付」に、「調査意見書」を「審査結果回答書」に改める。

第10条の見出し中「調査結果後」を「審査結果後」に改め、同条中「市長及び議長」を「市長等又は議員」に、「調査意見書」を「審査結果回答書」に改める。

第11条を次のように改める。

(説明会開催請求権)

第11条 市民は、市長等又は議員が刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4まで及び第198条に定める贈収賄罪並びに公職にある者等

のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第1条に定めるあっせん利得罪の容疑で起訴された後、なお引き続きその職にとどまろうとするときは、有権者の200分の1以上の者の連署をもってその代表者（以下「説明会開催請求代表者」という。）から、市長等又は議員に対し、審査会を通じて説明会の開催を請求することができる。

- 2 前項の規定による説明会開催請求は、起訴された日から50日以内に行わなければならない。
- 3 審査会は、第1項の規定による説明会開催請求において審査会が必要と認める場合は、説明会開催請求代表者に措置を勧告することができる。
- 4 審査会は、説明会請求書の適否の審査を行い、当該市長等又は当該議員並びに説明会開催請求代表者にその結果を報告する。
- 5 前項の審査結果において、第1項の規定による請求が適當であると認められたときは、当該市長等又は当該議員は、正当な理由がない限り、報告書を受け取つてから30日以内に説明会を開催しなければならない。この場合において、説明会は、当該市長等又は当該議員が開催し、本人が出席しなければならない。
- 6 市民は、前項の説明会において、当該市長等又は当該議員に質問することができる。

第12条第1項中「、第169条」を削り、「市工事等の請負契約、下請工事、委託契約及び一般物品納入契約を辞退する」を「市等が行う工事（下請工事を含む。）の請負契約、業務委託契約、物品納入契約その他の契約及び法第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定を、辞退する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【新旧対照表】嬉野市政治倫理条例の一部を改正する条例

改正案	現 行
(目的)	(目的)
第1条 この条例は、市政が市民の厳肅な信託によるものであり、その受託者としての市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）並びに市議会議員（以下「議員」という。）は、市民全体の奉仕者たる自覚と清く貴い志を堅持すべきであるが、その権限及び地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることがあった場合に必要な措置等を定めることにより、市政に対する市民の信頼にこたえるとともに、市民も市政に対する正しい認識と自覚の下に公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、市政が市民の厳肅な信託によるものであり、その受託者としての市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）並びに市議会議員（以下「議員」という。）は、市民全体の奉仕者たる自覚と清く貴い志を堅持するものであるが、その地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることがあった場合に必要な措置等を定めることにより、市政に対する市民の信頼にこたえるとともに、市民も市政に対する正しい認識と自覚の下に公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。
(市長等及び議員の責務)	(市長等及び議員の責務)
第2条 市長等及び議員は、市民の信頼に値する高い倫理観及び品位の保持に努め、常に政治倫理に関する高潔性を示すことができるよう努めなければならない。	第2条 市長等及び議員は、市民の信頼に値する高い倫理義務に従事し、政治不信を招く公私混同を断ち、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれた場合には、市民に対し、自ら進んで、その高潔性を明らかにしなければならない。
2 市長等及び議員は、政治倫理に反する事実があると疑惑を持たれた場合には、自ら率先して、真摯かつ誠実に事実を明らかにし、その責任を明確にしなければならない。	
(政治倫理基準)	(政治倫理基準)
第4条 市長等及び議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。	第4条 市長等及び議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 市民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その権限及び地位を利用していかなる金品も授受しないこと。	(2) 市民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第92条の2、	(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第92条の2の

第142条、第166条第2項及び第180条の5第6項の趣旨に従い、市長等及び議員の親族が役員をしている企業、団体又は市長等及び議員の親族が経営に携わっている個人商店と市（市が設立した公社、市が資本金その他これらに準ずるものを出資し、又は拠出している公益法人、株式会社等を含む。以下「市等」という。）との契約等に関し、一切の関与をしないこと。

(4) 市等が行う工事（下請工事を含む。）の請負契約、業務委託契約、物品納入契約その他の契約及び法第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定に関し、特定の個人、企業、団体等のために有利な取り計らいをしないこと。

(5)～(8) (略)

2・3 (略)

4 市長等及び議員は、審査期間中における審査会の委員に対し、審査会の会議等以外での非公式な接触をしてはならない。

(就業等の報告義務及び閲覧)

第5条 市長等及び議員は、毎年4月1日現在において、報酬を得て行う自らの就業及び団体の役員就任状況について、4月末日までに、市長等にあっては市長に、議員にあっては議長に届け出なければならない。

2 報告書の保存年限は、報告期限の翌日から起算して5年を経過する日までとし、この期間であれば、市民は、市長又は議長に対し、報告書の閲覧を請求することができる。

(政治倫理審査会の設置)

第6条 (略)

2 審査会の委員は、9人以内とし、政治倫理の審査に関して専門的知識を有する者及び法第18条に定める選挙権を有する市民（以下「有権者」という。）のうちから、公正を

趣旨に従い、市長等及び議員の親族が役員をしている企業、団体又は市長等及び議員の親族が経営に携わっている個人商店と市（市が設立した公社、市が資本金その他これらに準ずるものを出資し、又は拠出している公益法人、株式会社等を含む。以下「市等」という。）との契約等に関し、一切の関与をしないこと。

(4) 市等が行う工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品納入契約に関して特定業者等を推薦又は紹介をする等有利な取り計らいをしないこと。

(5)～(8) (略)

2・3 (略)

4 市長等及び議員は、調査期間中における審査会の委員に対し、審査会の会議等以外での非公式な接触をしてはならない。

(就業等の報告義務)

第5条 市長等及び議員は、自らの就業及び団体の役員就任状況について、市長等にあっては市長に、議員にあっては議長に届け出なければならない。

(政治倫理審査会の設置)

第6条 (略)

2 審査会の委員は、9人以内とし、政治倫理の審査に関して専門的知識を有する者及び法第18条に定める選挙権を有する市民（以下「有権者」という。）のうちから、市長が

期するため市長と議長が協議の上、市長が委嘱する。

3～5 (略)

(市民の調査請求権)

第8条 市民（市長等及び議員を除く。第11条において同じ。）は、市長等又は議員が第4条に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるときは、有権者の総数の100分の1以上の連署をもって、その代表者（以下「調査請求代表者」という。）から、市長等に係るものについては市長に対し、議員に係るものについては議長に対し、当該政治倫理基準に違反する疑いがあることを証する書面を添えた調査請求書を提出して、調査を請求することができる。

2 前項の規定により調査の請求がなされたときは、議長は、議員に係る調査請求書及び添付書面の写しを市長に送付し、市長は、市長等又は議員に係る調査請求書及び添付書面の写しを直ちに審査会に提出し、審査を付託しなければならない。

3 第1項の規定による調査の請求は、次の各号に掲げる期間は行うことができない。

(1) 市長又は市議会議員の任期満了による選挙 任期満了の日前180日から当該選挙期日後30日を経過する日まで

(2) 市長又は市議会議員の任期満了以外の選挙 当該選挙を行うべき事由の告示があった日の翌日から当該選挙期日後30日を経過する日まで

(3) 前2号に掲げる選挙以外の選挙 当該選挙の選挙期日前30日から当該選挙期日まで

(審査会の審査等)

第9条 審査会は、前条の規定により審査が付

公正を期して委嘱する。

3～5 (略)

(有権者の調査請求権)

第8条 有権者は、市長等又は議員が第4条に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるときは、有権者の総数の100分の1以上の連署（この連署は、嬉野市選挙管理委員会による選挙人名簿に登録された者であることの証明を受けなければならない。）をもって、その代表者（以下「請求代表者」という。）から、市長等に係るものについては市長に対し、議員に係るものについては議長に対し、当該政治倫理基準に違反する疑いがあることを証する書面を添えた調査請求書を提出して、調査を請求することができる。

2 前項の規定により調査の請求がなされたときは、議長は、議員に係る調査請求書及び添付書面の写しを市長に送付し、市長は、市長等又は議員に係る調査請求書及び添付書面の写しを直ちに審査会に提出し、調査を付託しなければならない。

(審査会の調査等)

第9条 前条の規定により調査が付託された

託されたときは、調査請求の要旨及び審査開始日を公表しなければならない。

- 2 審査会は、審査をするに当たり、関係人から事情聴取及び資料提供など必要な調査を行うことができる。
- 3 審査会は、前条の規定により審査を付託された日から60日以内に必要な調査を行い、審査結果回答書を作成して市長に提出するとともに、その審査結果を調査請求代表者に対して、文書で送付しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定により提出された審査結果回答書のうち、議員に係るものについては、その写しを議長に送付しなければならない。

- 5 市長又は議長は、第3項に規定する審査会の調査請求代表者に対する送付があったときは、遅滞なく、審査結果回答書の要旨を公表しなければならない。

(審査結果後の措置)

第10条 市長等又は議員は、審査結果回答書を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められるときは、市民の信頼を回復するため必要な措置を講ずるものとする。

(説明会開催請求権)

第11条 市民は、市長等又は議員が刑法(明治40年法律第45号)第197条から第197条の4まで及び第198条に定める贈収賄罪並びに公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)第1条に定めるあっせん利得罪の容疑で起訴された後、なお引き続きその職にとどまろうとするときは、有権者200分の1以上の者の連署をもってその代表者(以下「説明会開催請求代表者」という。)から、市長等又は議員に対し、審査会を通じて説明会の開催を請求することができる。

ときは、審査会は、調査請求の要旨及び調査開始日を公表しなければならない。

- 2 審査会は、調査審査をするに当たり、関係人から事情聴取及び資料提供など必要な調査を行うことができる。
- 3 審査会は、前条の規定により調査を付託された日から60日以内に必要な調査を行い、調査意見書を作成して市長に提出するとともに、その調査結果を請求代表者に対して、文書で回答しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定により提出された調査意見書のうち、議員に係るものについては、その写しを議長に送付しなければならない。

- 5 市長及び議長は、第3項に規定する審査会の請求代表者に対する回答があったときは、遅滞なく、調査意見書の要旨を公表しなければならない。

(調査結果後の措置)

第10条 市長及び議長は、調査意見書を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められるときは、市民の信頼を回復するため必要な措置を講ずるものとする。

(説明会開催請求権)

第11条 有権者及び議員は、市長等又は議員が第4条に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるときは、有権者にあってはその総数の100分の1以上の者の連署(この連署は、嬉野市選挙管理委員会による選挙人名簿に登録された者であるとの証明を受けなければならない。)をもつてその代表者から、議員にあってはその定数の3分の1以上の者の連署をもつてその代表者から、市長等に係るものについては市長に対し、議員に係るものについては議長に対し、当該政治倫理基準に違反する疑いのあることを証する書面を添えて、市民に対する説

- 2 前項の規定による説明会開催請求は、起訴された日から 50 日以内に行わなければならぬ。
- 3 審査会は、第 1 項の規定による説明会開催請求において審査会が必要と認める場合は、説明会開催請求代表者に措置を勧告することができる。
- 4 審査会は、説明会請求書の適否の審査を行い、当該市長等又は当該議員並びに説明会開催請求代表者にその結果を報告する。
- 5 前項の審査結果において、第 1 項の規定による請求が適當であると認められたときは、当該市長等又は当該議員は、正当な理由がない限り、報告書を受け取ってから 30 日以内に説明会を開催しなければならない。この場合において、説明会は、当該市長等又は当該議員が開催し、本人が出席しなければならない。
- 6 市民は、前項の説明会において、当該市長等又は当該議員に質問することができる。
- 明会の開催を請求することができる。
- 2 前項の規定による請求がなされたときは、議長は、議員に係る書面の写しを市長に送付し、市長は、市長等又は議員に係る書面の写しを直ちに審査会に提出し、審査を付託しなければならない。
- 3 審査会は、前項の規定による審査を付託されたときは、当該請求が適當であるか否かの審査を行い、審査終了後に審査結果を公表し、かつ、市長に当該審査結果を記載した書面を送付するものとする。
- 4 市長は、前項の規定により提出された審査結果の書面のうち、議員に係るものについては、その写しを議長に送付しなければならない。
- 5 市長又は議長は、第 3 項の審査結果において第 1 項の規定による請求が適當であると認められたときは、市民に対する説明会を開催しなければならない。この場合において、当該政治倫理基準に違反する疑いのある市長等又は議員は、説明会に出席し、釈明しなければならない。
- 6 市民は、前項の説明会において、当該市長等又は議員に質問することができる。

(市工事等に関する遵守事項)

第 12 条 市長等及び議員の配偶者及び同居の親族は、法第 92 条の 2、第 142 条、第 166 条及び第 180 条の 5 の規定の趣旨を尊重し、市等が行う工事（下請工事を含む。）の請負契約、業務委託契約、物品納入契約その他の契約及び法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者の指定を、辞退するよう努めなければならない。

2～4 (略)

(市工事等に関する遵守事項)

第 12 条 市長等及び議員の配偶者及び同居の親族は、法第 92 条の 2、第 142 条、第 166 条、第 169 条及び第 180 条の 5 の規定の趣旨を尊重し、市工事等の請負契約、下請工事、委託契約及び一般物品納入契約を辞退するよう努めなければならない。

2～4 (略)